

関係条文

運転要員に係る規定

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年九月二十八日政令第二百六十一号）

（運搬方法）

第四十条の五（略）

2 別表第二に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して一回につき五千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 厚生労働省令で定める距離をこえて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交替して運転する者又は助手を同乗させること。

二～四（略）

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年一月二十三日厚生省令第四号）

（交替して運転する者又は助手の同乗）

第十三条の三 令第四十条の五第二項第一号の規定に基づき交替して運転する者又は助手を同乗させなければならない場合は、次式のDの値が一をこえるときとする。

$$D = (d_1 \div 340) + (d_2 \div 200)$$

この式において、 d_1 及び d_2 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

d_1 高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第一号に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）による運搬距離（単位 キロメートル）	】
d_2 高速自動車国道以外の道路による運搬距離（単位 キロメートル）	

運搬容器に係る規定

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年九月二十八日政令第二百六十一号）

（運搬方法）

第四十条の二（略）

2 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第一項の容器検査に合格したもの若しくは同項第一号又は第二号に掲げるものでなければならない。

一 容器の内容積は、一万リットル以下であること。

二～四（略）

五 内容積が二千リットル以上の容器にあつては、その内部に防波板が設けられていること。

六、七（略）

3 弗化水素又はこれを含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有するものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、前項第一号、第二号及び第五号から第七号までに定めるものほか、（後略）。

4 弗化水素を含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有するものを除く。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、（後略）。

5 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で、前三項に掲げる基準の特例を定めることができる。

6（略）

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年一月二十三日厚生省令第四号）

（毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例）

第十三条の二 令第四十条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める容器は、車両等に積み替えるための構造を有する容器であつて、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するもの（以下この項において「ポータブルタンク」という。）とし、ポータブルタンクについては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しないものとする。

（了）